

松江市告示第 196 号

松江市多面的機能支払交付金交付要綱（平成 27 年松江市告示第 379 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(終期) 第13条 交付金の終期は、 <u>令和6年3月31日</u> とする。	(終期) 第13条 交付金の終期は、 <u>令和5年3月31日</u> とする。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。